令和８年１０月２２日
第 20 回教育委員会定例会資料
教育部教育支援課

特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

１．現状と課題

第二小学校自閉症・情緒障害特別支援学級は、32 人（４学級）が現状、最大の受入人数であり、これを超えた受け入れは困難である。受入人数は年々増加傾向にあり、令和９年度は受入人数を超過する可能性があるため、救済措置の検討が必要である。

２．設置校における学級数の上限を超えることによる待機児童対応策

「立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱（平成 30 年４月１日教育委員会要綱第 18 号)」に特例を定める要件を定め、第二小学校特別支援学級から第六小学校特別支援学級への指定校変更について、第二小学校特別支援学級への入級希望者が定員を超え、第六小学校特別支援学級が定員(５学級･最大 40 人)に達していない場合について認めることとする。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱に定める、委員会が特に必要と認める要件

令和８年 10 月 22 日　教育長決定

「立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取り扱いに関する要綱（平成 30 年４月１日教育委員会要綱第 18 号)」第２条ただし書きに定める、委員会が特に必要と認めるものとして下記の要件を定める。

記

１　必要と認める要件

第二小学校特別支援学級から第六小学校特別支援学級への指定校変更について、第二小学校特別支援学級への入級希望者が定員を超え、第六小学校特別支援学級が定員に達していない場合について認める。

２　対象

第二小学校特別支援学級の通学区域内に住所を有し、立川市就学支援等検討委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級への就学（転学）が適当」と意見が出された児童のうち、自閉症・情緒障害特別支援学級への就学もしくは転学を希望したが定員を超えたため、入級待機となった児童

３　期間

就学もしくは転学の期日を令和９年４月１日とするもの及び転入の期日を令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日とするもの

４　理由

第二小学校には余裕教室がなく、定員を４学級（最大 32 人）までとせざるを得ない。これに伴い、「自閉症・情緒障害特別支援学級」への就学（転学）が適当と意見が出された児童のうち、第二小学校を通学区域とする児童が定員を超えた場合、待機児童が発生することとなり、この救済措置が必要であるため。

５　その他

この要件は、その必要がなくなったと判断するまで、毎年度その適用期間について検討を行うこととする。